

県外の医療機関などで

新生児聴覚検査を受けた時の 手続きについて

県外の医療機関では、東松島市の新生児聴覚検査受診票が使用できません。

そのため、全額自己負担で、検査を受けるようになります。

後日、手続きをすることで、自己負担していただいた検査費用の全額、または一部の助成を受けることができます。

下記を確認し、申請期限内に助成手続きをしましょう。

助成対象者：

検査日において、東松島市に住所がある生後2か月までの赤ちゃん

申請期限：

検査を受けた日から、6か月以内

申請場所：

保健相談センター(健康推進課)

【手続きに持参するもの】

①検査結果が確認できるもの(医療機関が必要事項を記載したもの)

※母子手帳の18ページ前後に、『検査結果の記録』として、新生児聴覚検査の結果を医療機関で記入してくれる場合が多いですので、母子手帳をご持参いただくと良いです。

②新生児聴覚検査の領収書(氏名、検査費用、検査日、医療機関名が記載されたもの)

③印鑑(朱肉で押すもの)

④未使用の『新生児聴覚検査受診票(助成券)』

⑤通帳(振込先金融機関名、口座番号、口座名義人のわかるもの)

⑥東松島市新生児聴覚検査費用助成金申請(請求)書

※①、②、⑤は、コピーを取らせていただきます。



お問合せ：

東松島市役所 健康推進課 (矢本保健相談センター)

電話0225-82-1111 (内線3123)